

重度福祉医療費受給者証の更新手続きのご案内

更新期限
9月30日(水)

重度心身障がい者の福祉医療費受給者証は、9月末に有効期限を迎えます。更新手続きが必要な方には、9月上旬までに通知しますので、同封の申請書に必要事項を記載のうえ、社会福祉課または各振興事務所で手続きをお願いします。

所得制限があるため、助成対象者本人・配偶者及び扶養義務者（※）に一定以上の所得がある場合は助成対象となりません。このため、9月まで福祉医療費の助成が受けられた場合でも、10月から来年9月まで助成を受けられないことがあります。

更新の通知が届かない方で対象になると思われる方は、社会福祉課または各振興事務所へお問い合わせください。

※扶養義務者…原則同一世帯の中で最も所得が高い方

名 称	対 象 者	更新期間	所得制限	助成内容
重度心身障害者 医療費助成	●身体障害者手帳の障害の級が1級～3級の方 ●療育手帳 A、A1、A2、B1の方 ●戦傷病者手帳の交付者のうち、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の級が4級である方 ●精神障害者保健福祉手帳の障害の級が1級または2級の方	9月30日 (水)	有	医療保険 適用分 全額助成

☎ 社会福祉課 67-1811

困ったら 一人で悩まず 行政相談 ～9月1日から10月31日は「行政相談月間」です～

行政相談は、国などの行政機関に関する相談、要望等を行政相談委員が伺い、改善に向けて関係機関との調整を行う相談窓口です。郡上市では、電話または面談により相談を承りますので、市民協働課または各振興事務所へお申し込みください。相談は無料で、秘密は固く守られます。



行政相談のマスコット
「キクーン」

こんな時にご相談ください！

例えば・・・

- ・河川の管理をしっかりとしてほしい
- ・公的機関の説明に納得できない
- ・介護等福祉のサービスが受けられなくて困っている など

【電話相談】 随時、予約を承ります

【相談所開設】 偶数月の第4金曜日 郡上市総合文化センター
奇数月の第2水曜日 白鳥ふれあい創造館
いずれも午後1時から3時 ※要予約



開設日

【巡回相談所】 行政相談月間に合わせ、啓発活動及び巡回相談所を開設します。

☎ 10月25日(日) ☎ 午前10時～正午 ☎ 和良鮎まつり特設会場(道の駅和良)

～郡上市の行政相談委員を紹介します～

びとう やすはる 尾藤康春さん	いわお なおと 岩尾尚人さん	いしだ きみえ 石田紀美江さん
すがわ くみこ 巢河久美子さん	まつい しんじ 松井伸次さん	かみむら きみえ 上村喜美江さん



行政相談委員オフィシャルサイト(総務省)

☎ 市民協働課 67-1831